明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医療施設調査規則の一部を改正する省令（厚生労働六四）　一

〔告　示〕
○元売業者の指定を取り消した件（総務一九九）　二
○元売業者を指定した件の一部を変更した件（同二〇〇）
○円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の三の書簡の交換に関する件（外務二一七）
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産九六九～九七一）
○保安施設地区の指定をする件（同九七二）
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（国土交通六三四）
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程第二条第五項の規定により、既存住宅状況調査技術者講習として登録した件（同六三五）　五
○高速自動車国道に関する件（同六三六、六三七）
○水先人に免許を与えた件（同六三八）
○道路に関する件（東北地方整備局一七〇、一七一）
○道路に関する件（北陸地方整備局五三）
○道路に関する件（中国地方整備局五二）
○道路に関する件（九州地方整備局一三五）

〔国会事項〕
内閣　最高裁判所

〔人事異動〕
内閣　最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕
産　業

〔資　料〕
日本工業規格（経済産業省）
機械受注統計調査報告（平成二十九年四月）（実績）（内閣府）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省令

○厚生労働省令第六十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、医療施設調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療施設調査規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前	
（電子情報処理組織による報告）	（電磁的記録による報告）	
第十四条　第九条に規定する調査票については、第六条第三項に基づき厚生労働大臣が定める調査票の各欄に記載する事項を厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）で明確に判別できるように記録する場合には、厚生労働省の使用に係る電子計算機と報告しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出することができる。	**第十四条**　第九条及び第十条の二に規定する調査票については、第六条第三項に基づき厚生労働大臣が定める調査票の各欄に記載する事項を厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）で明確に判別できるように記録する場合には、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。	
2　第十条の二に規定する調査票については、第六条第三項に基づき厚生労働大臣が定める調査票の各欄に記載する事項を厚生労働省の使用に係る電子計算機で明確に判別できるように記録し、厚生労働省の使用に係る電子計算機と報告しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出しなければならない。	（新設）	
（削る）	**第十五条**　前条の電磁的記録を保存する磁気ディスク等（磁気ディスク、シーディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定	（磁気ディスク等にはり付ける書面）